

Ⅲ

整備の基本的な考え方

- 1 建築物等の整備の考え方
- 2 障害者等その他の関係者の参画
- 3 建築物等の整備のポイント
- 4 動作・寸法の考え方

整備の基本的な考え方

1 建築物等の整備の考え方

1 基本構想づくり

- ・ 全ての人に使いやすい建築物等を計画するためには、様々な利用者のニーズを理解し、計画する必要があります。
- ・ 特に建築物を整備する際には、建築物内部のバリアフリー対応はもちろんのこと、建築物に至る屋外環境、道路等との総合的なバリアフリー環境整備が求められます。

2 高齢者・障害者等の対応の考え方

- ・ 高齢者、身体障害者、知的障害者等、妊産婦、児童・乳幼児等、外国人などの建築物等の利用にかかわる行動（動作）特性を十分に理解しなければなりません。
- ・ 利用者の特性によって、施設の用途や整備箇所など整備の優先度や整備方法が異なる場合もあり、整備基準を画一的に適用することがないよう努める必要があります。
- ・ 基本は空間や設備等によるバリアフリー対応ですが、福祉用具や人的対応（介助、手話通訳、誘導案内等）による移動支援、介助支援も検討します。
- ・ 移動が困難な人を想定して火災や地震など非常災害時の避難について、対応しておく必要があります。

3 利用者の特性を想定する

文化施設や集会施設など不特定多数が利用する建築物等では、利用者を想定することが重要です。高齢者施設や障害者施設あるいは保育園など、ある程度利用者が特定される施設では、整備基準を遵守しながらも利用者の特性に、より配慮して整備することが必要です。

4 障害者等その他の関係者の参画

利用者の特性やニーズを把握し、これらを反映したバリアフリー対応を行うためには、基本構想や計画、設計、施工といった各段階において、障害者等を含む利用者が参画することで、その意見を聴取し、対応を検討することが必要です。

各段階における具体的な参画方法等は次の項において解説します。

2 障害者等その他の関係者の参画

1 参画の意義

文化施設や集会施設など不特定多数が利用する建築物等において、全ての多様な利用者を想定し、整備計画等に反映することは非常に困難な作業です。

例えば、視覚障害者の中にも、全く見えない方と少し見える弱視の方、色覚に障害がある方ではニーズが異なってきますし、必ずしも点字を読むことができる方ばかりではありません。また、車椅子といっても、手動車椅子や電動車椅子、座位変換型の車椅子などがあり、求められる整備も少しずつ異なってきます。

更に、障害等の種別によってはニーズが相反することもあります。例えば視覚障害者の道しるべとなる誘導用ブロックが、身体障害者にとっての障壁となってしまう可能性もあります。

障害者等を含む利用者が整備計画に参画することで、計画に多様な視点・考え方が加わり、設計者・事業者と障害者等を含む利用者、又は障害者等を含む利用者の間での相互理解が進み、より満足度が高く使いやすい施設へと繋げることができます。

事業者等にとってのメリット

➤投資効果の増

ニーズに沿った施設を建設でき、施設整備に投資する費用の効果をより高めることに繋がります。

➤社会的な評価の増

地域を大切にする事業者の姿勢を社会に発信することができ、社会的な評価に繋がります。

利用者等にとってのメリット

➤施設評価の増

より使いやすい施設ができるとともに、参画過程を通じて施設に対する愛着が芽生えます。

➤相互理解の促進

利用者等で相互に必要なことや課題について理解し、また、反映できなかった意見等の説明を受け、合意することができます。



使いやすい施設ができ、施設の利用促進に繋がることが期待できます。

2 参画の基本的な流れ



【意見聴取の方法】 ※特徴を理解した上で、案件に応じて相互に組み合わせることが有用です。

(1) アンケート・ヒアリング

- ・当事者団体等を通じて当事者の意見や要望を聴取する方法で、多様なニーズに対する意見を効率的に収集することができます。
- ・アンケートで収集した意見や個別ニーズについて、深掘して確認するためにヒアリングを実施することが有効と考えられます。

(2) ワークショップ

- ・特定の課題について、事業者・当事者団体等で意見交換を行い、課題解決を目指す方法です。計画や設計の内容に係る論点を明確にし、建設的な対話を積み重ねることで、相互理解を図りながら合意点を見出していくことが期待できます。

(3) 説明会・パブリックコメント等

- ・幅広い意見を収集することができます。

3 参画手続きの留意点（主体別役割）

事業者/設計者/施工者の基本姿勢

- 条例の整備基準や「望ましい水準」について、整備効果を高めるため積極的に意見聴取・反映を行います。
- 類似事例を含む情報収集、公平な当事者人選を行います。
- 意見を聴取する上で必要な費用を負担します。
※会場使用料・謝金・情報保障費用・交通費等
- 聴取した意見は、実現可能かどうか整備コスト等を踏まえ真摯に検討し、可能な限り整備を反映するように心がけます。
- 出された意見については、次の段階に引き継がれるよう留意します。
- 検討結果は意見対象者に対し、理由と合わせて報告し、理解を求めるように心がけます。

参画する利用者側の基本姿勢

- 事業者が設計や工事に反映することができるよう、早い段階で意見や要望を提出するよう努めます。
また、整備の進行段階を踏まえた適切な意見を述べるよう心がけます。
- 意見を述べる際は、合わせて理由を伝えるようにします。事業者等から理解がされやすく、新たな提案を受けられる場合があります。
- 意見聴取の実施や反映の結果を尊重し、よりよい施設を整備するという共通の認識をもって取り組みます。
- 介助者や親などが意見を述べる場合、当事者本人の意見であるのか、介助者や親などとしての意見であるのかを明確にして伝えます。
- 施設の設置者ではなく、利用者であることを認識し、意見が過度な負担を強いることにならないよう意識します。

4 意見聴取の際に配慮すべき事項（例）

【事前準備】

- ・ 事前に資料説明を行うことを原則とします。
- ・ 事前にコミュニケーション方法を確認します。

※設計図面等は慣れていない方には読み取ることが難しいため、主要な要素や論点部分を分かりやすく示した図面等を用意するなどの対応が必要となることもあります。

【意見聴取場面】

- ・ 障害者本人とコミュニケーションをとることが重要です。
通訳がいる場合であっても、本人に対して話しかけるようにします。
また、介助者等がいても本人に話しかけるようにします。
- ・ 障害種別に応じた配慮例は4の項を参考にしてください。

【会場等】

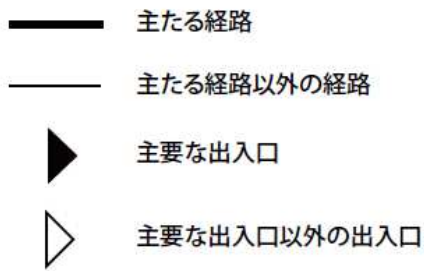
- ・ 全ての人が参加できるよう、会場の場所やスペース、バリアフリーに配慮された設備の設置状況などを確認してください。

1 整備のポイント

建築物等の整備のポイントとして、以下の6点があげられます。

- ① 連続的な移動動線の計画
 - ・ 建築物、交通施設等では敷地内通路から目的となる所要室までの移動しやすさ
 - ・ 道路等では安全な歩行動線の確保
 - ・ 雨天時における滑りやすい床材の排除
 - ・ 計画的な視覚障害者誘導用ブロックの敷設
- ② 使用時の安全計画
 - ・ 段の適切な措置、移動時の転落事故や突起物による衝突防止等
 - ・ 転落防止のための階段の手すり
 - ・ 歩道等動線上の放置物の適切な撤去と維持管理
 - ・ 安全なサイン掲出高等
- ③ 適切な空間寸法計画
 - ・ 出入口幅員等の移動寸法、廊下幅員など車椅子使用者等の転回・回転寸法及び開口部の高さ
 - ・ 介助動作に応じたゆとりある空間の確保
- ④ 空間の共有による経済性と効率性の計画
 - ・ スペースに配慮した車椅子使用者用便房、少し広めな便房、統一された分かりやすいサインデザイン、取り外し可能な客席等
- ⑤ 操作性と認知性を踏まえた計画
 - ・ 子どもや高齢者、上肢障害のある方でも握りやすいドアノブ
 - ・ 操作しやすい形状のスイッチ類等
 - ・ 分かりやすい空間構成（特に広いスペースでの対応）、設備、カラーバリアフリーに配慮したサインデザイン 等
- ⑥ 利用者に応じた柔軟性、可変性のある空間計画と設備・人的計画
 - ・ 設備等の高さ調整が容易であること、将来の改善を意図した空間構成、点字表記や手話、介助が必要な人への人的対応等
 - ・ 立位や座位でも対応可能なカウンター

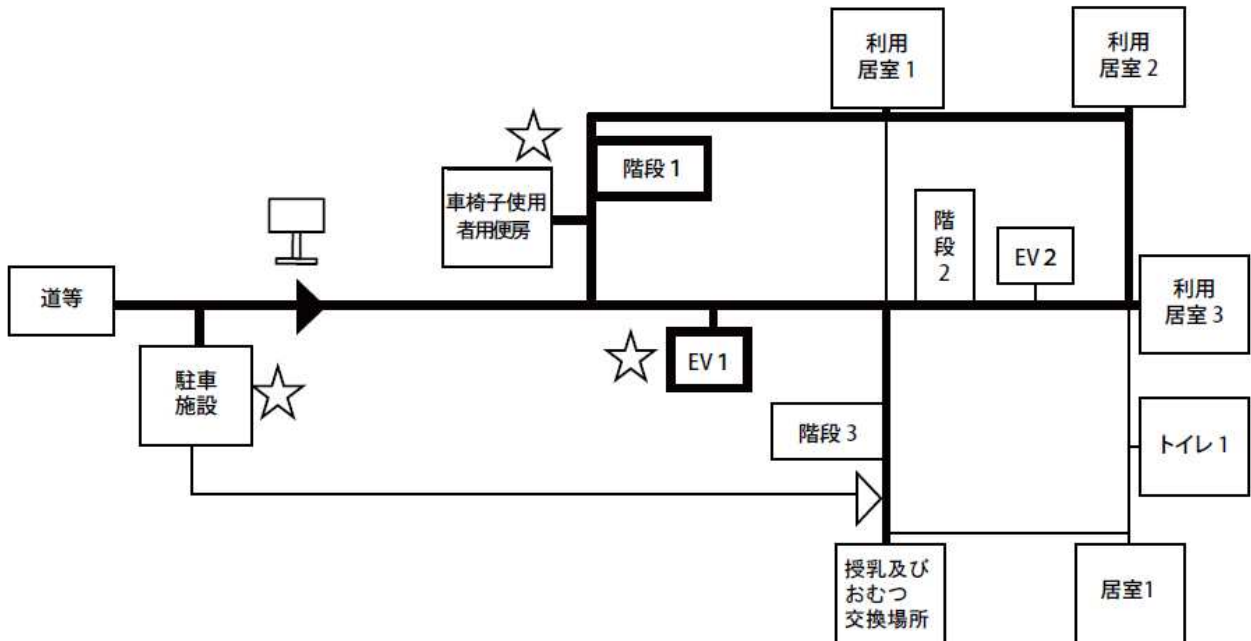
◆「主たる経路」の考え方



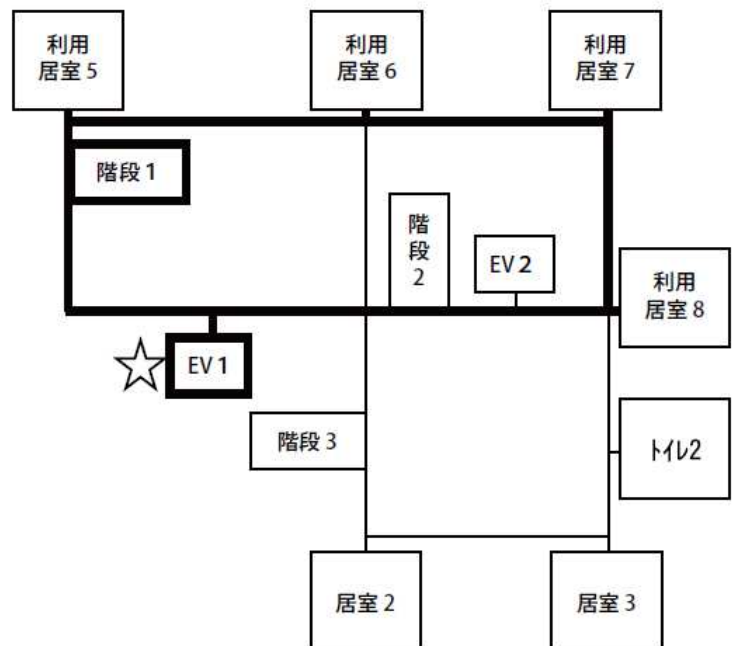
利用居室：不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する居室

居室：利用居室以外の居室

【屋外へ通ずる主要な出入口を有する階】



【屋外へ通ずる主要な出入口を有する階以外の階】



2 建築物の整備基準対応

図1で、以下の①～⑧に留意した施設別整備基準の対応例を示しています。

- ① 敷地内通路・経路：移動しやすさの確保等
- ② 出入口の幅・形状等：最低限必要な寸法の確保と形状等
- ③ 廊下、階段の幅、形状：最低限必要な寸法の確保と形状等
- ④ エレベーター：適切な形状、籠の大きさ等
- ⑤ 便所：設備、広さ、便房数等
- ⑥ 情報伝達・サイン：配置の適切さ、分かりやすさ、見やすさ等
- ⑦ 駐車場：車椅子使用者用の区画（広さ、通路、区画数）等
- ⑧ 特定用途の整備：ホテル、劇場など施設用途により特に必要な整備

図1 整備基準の対応例

図1-1 事務所の場合

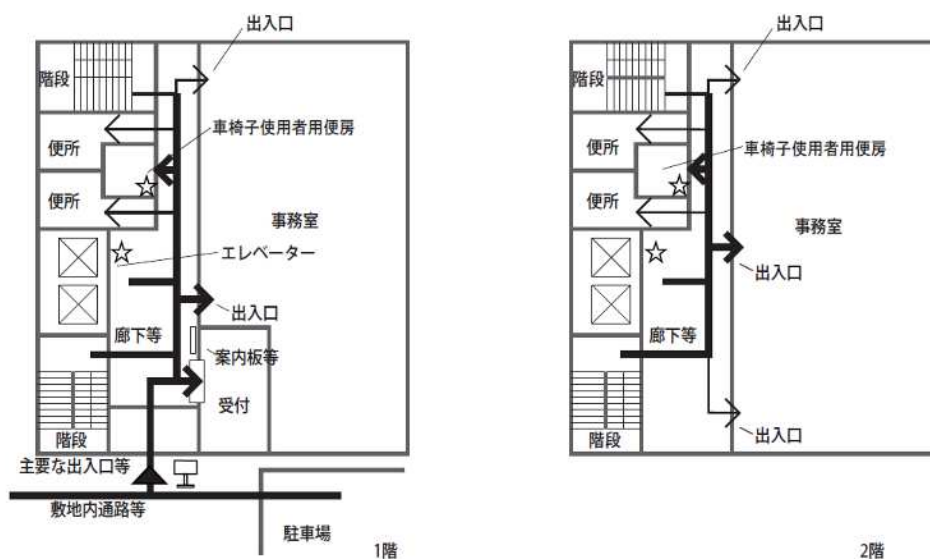


図1-2 商業施設の場合

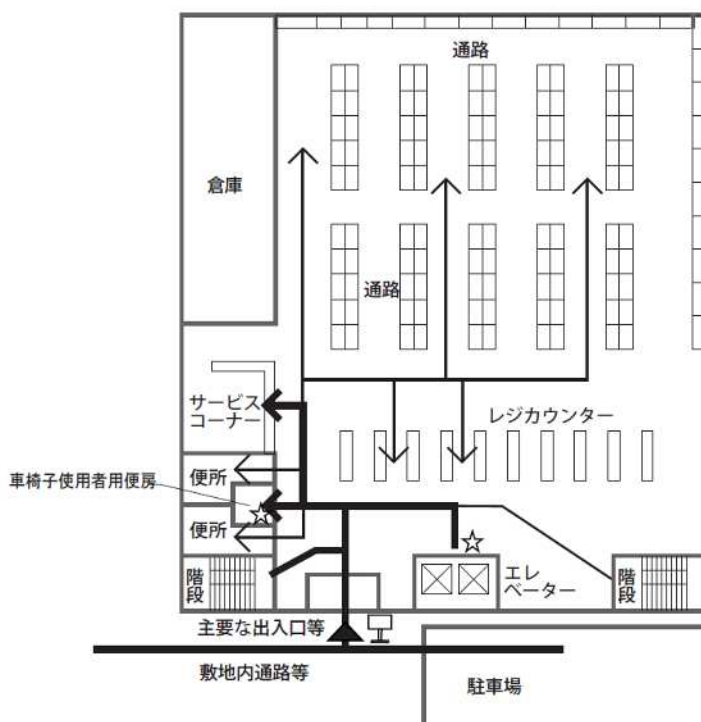


図1-3 集会施設の場合

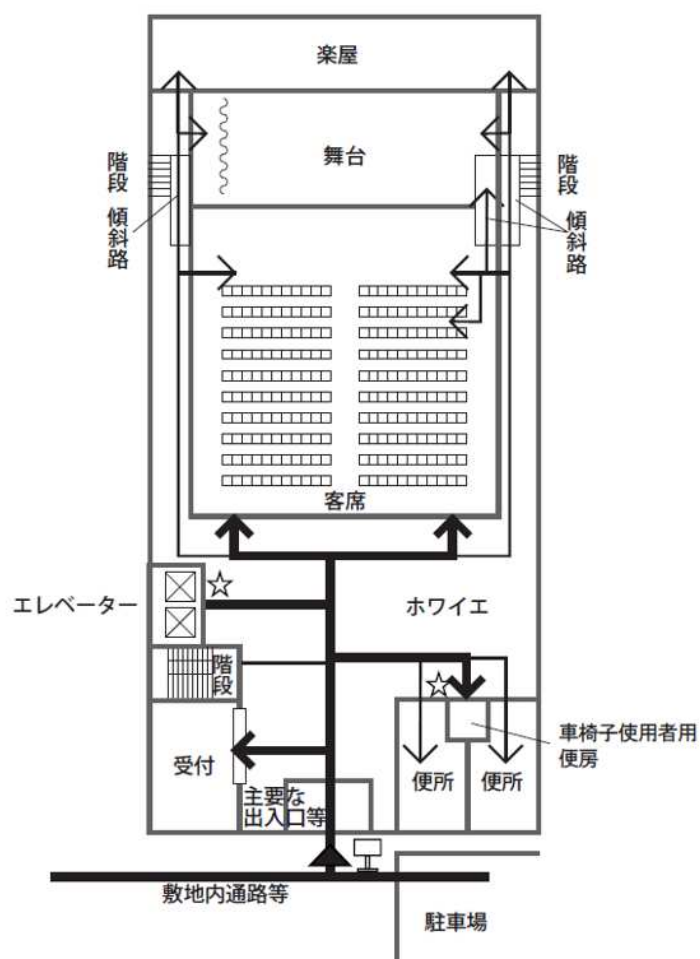
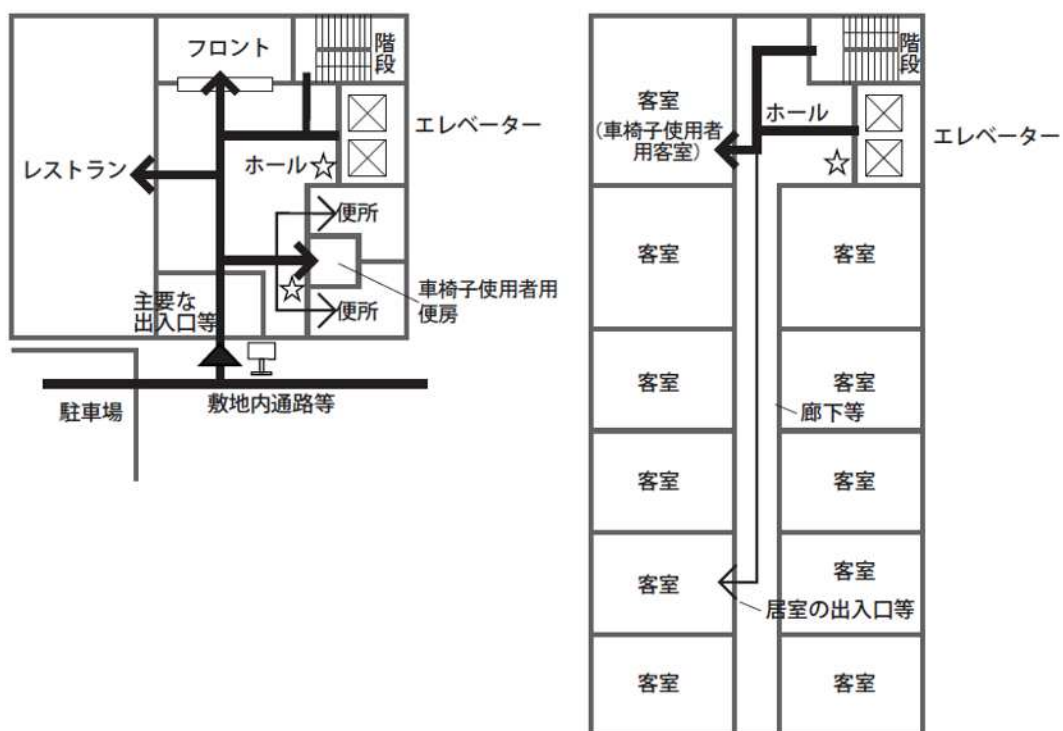
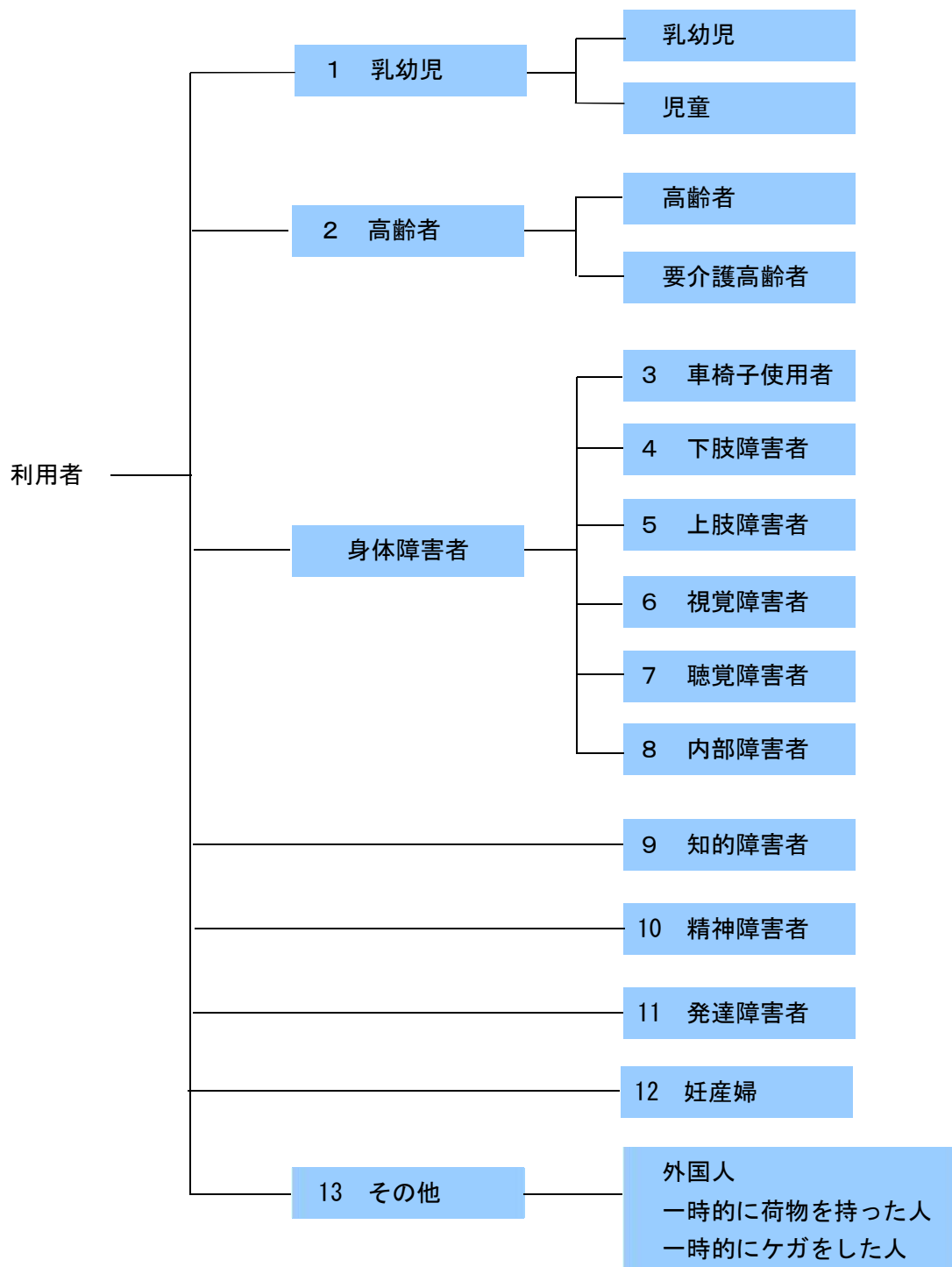


図1-4 宿泊施設の場合



利用者の区分



* 上記のなかで子ども連れの人、高齢者・障害者を介助する人、異性の介助者なども想定されますので、各施設の計画では十分検討してください。

1

乳幼児

乳幼児への配慮

身長などの人体寸法に配慮し、視線の高さ・到達範囲・器具の大きさなどに留意する。また、環境の変化への即座な対応が困難なので、突起物などを設けないよう十分配慮する。そのほか、危険物などに対する判断ができないので、それらを回避する工夫なども必要である。

乳児は、親が同行するので、おむつ替えや更衣のためのベビーベッド、授乳場所などが必要となる。

また、妊産婦への配慮として、衝突物の回避、休憩スペースなどが求められる。

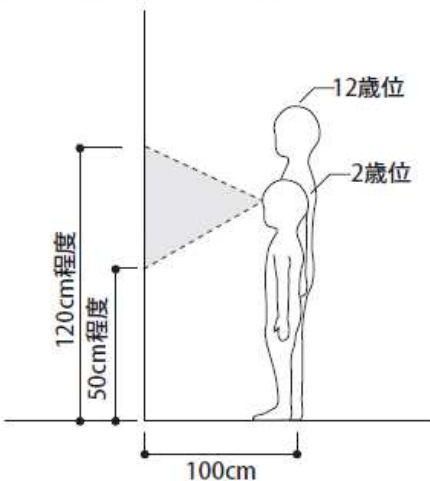
整備のポイント

- 1 ベビーカーなどに配慮し、段を設けない。
- 2 乳幼児などは緊急状況の判断が遅れやすいので不用意な突起物、段などを設けない。
- 3 幼児に配慮して奥行き・高さ寸法などに留意する。

図1 ベビーカー



図2 視線の高さ・範囲



見やすさは壁からの距離に影響される

図3 ベビーベッド

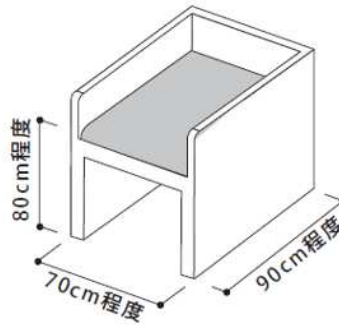


図4 壁取付タイプの簡易ベッド

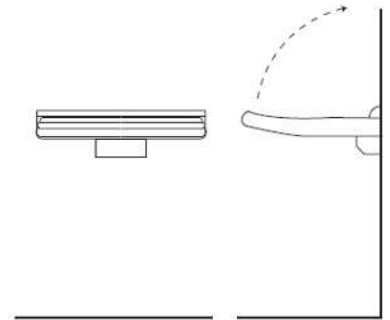


図6 収納式着替え台

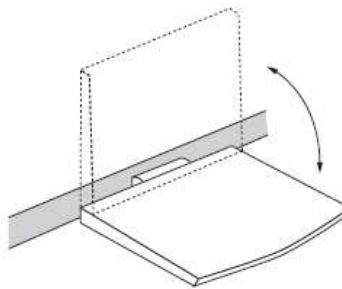


図7 幼児用大便器

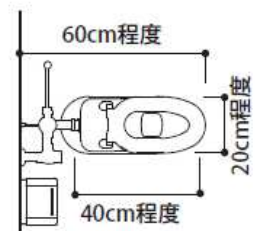
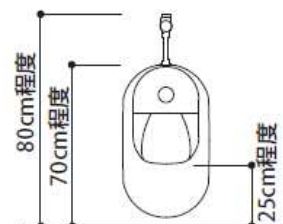


図5 洗面器の高さ



図8 幼児用ストール小便器



2

高齢者

高齢者への配慮

加齢に伴い、身体的な機能低下が起こり、疲れやすくなったり、段差を越えることが困難になったりする。環境の変化への適応が困難になることもある。

高齢者への配慮としては、基本的には肢体・聴覚・視覚障害者への対応と同じであるが、それらを総合的に組み合わせた整備が望まれる。

整備のポイント

- 1 歩行時のつまずきに配慮し、段を設けない。
- 2 路面の仕上げは滑りにくいものとする。
- 3 杖・シニアカーなどの利用に対し、幅・広さなどの空間的な配慮が必要である。
- 4 サイン計画では、文字の大きさやコントラストに配慮する。
- 5 ものがはっきりと分かる照明計画が必要である。
- 6 適宜休憩場所を設ける。

図1 ショッピングカートの各寸法

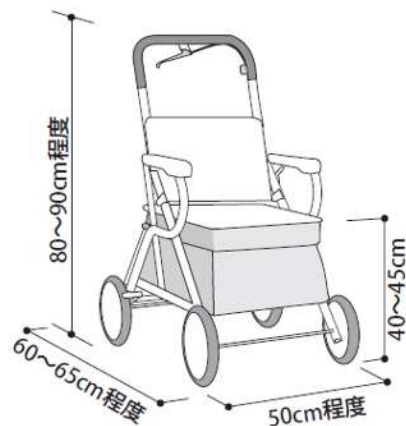


図2 シニアカーの最小転回半径

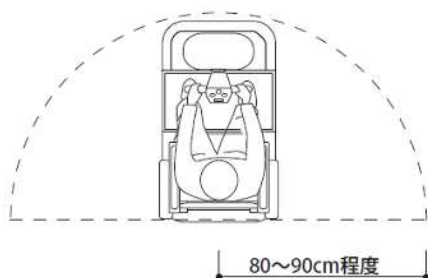
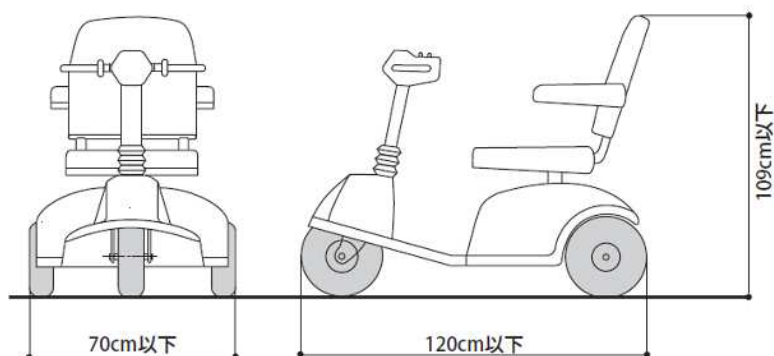
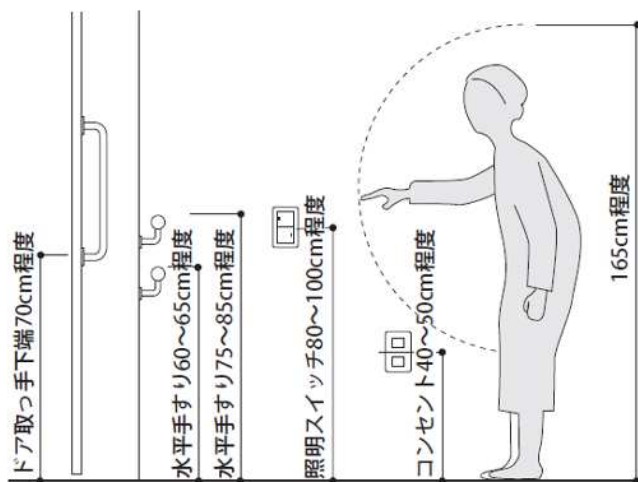


図3 シニアカーの各寸法（JIS 大形）



シニアカーの性能、寸法は JIS 規格（JIS T9203）に定められている。その性能は低速用最高速度 4.5km/h 以下、中速用最高速度 6.0km/h 以下、登坂力 10 度以上となっている。平たん路制動性能 1.5m 以内で停止でき、幅 100mm の溝を踏破できる。

図4 高齢者が利用しやすい各高さ



3 車椅子使用者

車椅子使用者への配慮

車椅子には手動式や電動式がある。手動車椅子では、自力で操作する場合と介助により操作する場合があるが、自力での移動を原則として計画する。電動車椅子は、自力操作では困難な重度障害者など利用者の対象範囲はより広がる。なお、リクライニング機構や身体支持部のティルト構造等を有する座位変換型の車椅子の場合で、レッグサポートを挙上する場合の全長は、JIS に示される全長 120cm に比べて大きくなり、また大きな回転半径が必要となることに留意する。

整備のポイント

- 1 段を設けない。
- 2 出入口は廊下など、幅員や動作スペースに留意する。
- 3 戸の開閉操作、車椅子の回転時などには、周辺に空きスペースが必要となる。
- 4 カウンターや柵など、到達範囲や下部スペースなどにも留意する。

□車椅子の寸法

図 1 手動車椅子の寸法（JIS大形）

手動車椅子の形状、寸法は、JIS規格（JIST9201）に定められている。実際の形状や寸法は使用する人の体格、身体状況、あるいは使用用途によって様々である。

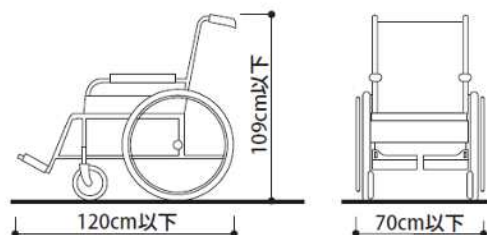


図 2 電動車椅子の寸法（JIS大形）

電動車椅子の性能、寸法は、JIS規格（JIST9203）に定められている。その性能は、登坂力10度以上、段差乗り越えは、屋外用で4cm 以上となっている。連続走行時間は、4時間程度である。

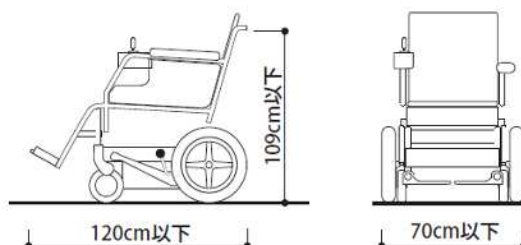
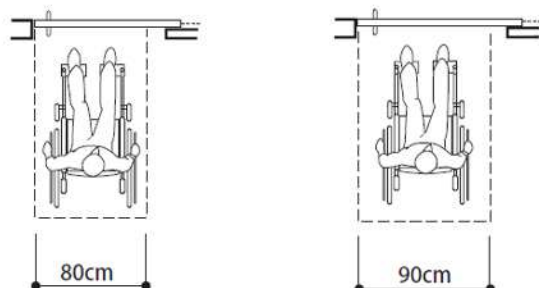


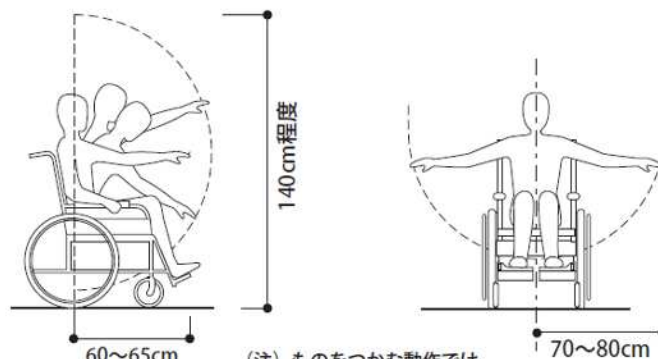
図 3 車椅子の動作寸法（出入口）



車椅子使用者が通過できる寸法

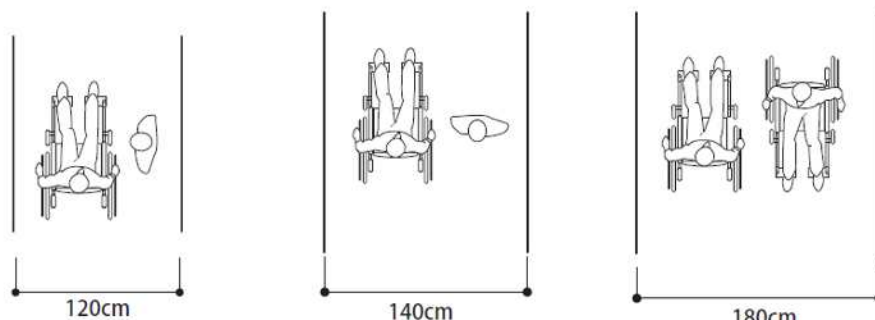
車椅子使用者が通過しやすい寸法

図 4 手の届く範囲



（注）ものをつかむ動作では到達範囲がさらに短くなる

図 5 車椅子の動作寸法（通過）



車椅子使用者と横向きの人がすれ違う寸法

人と車椅子使用者がすれ違いに余裕をもたせた寸法

車椅子使用者同士がすれ違う寸法

図6 車椅子(手動)の転回(方向転換)及び回転寸法

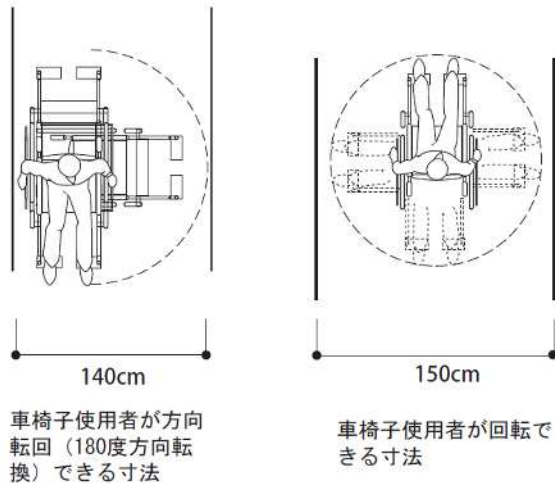


図7 車椅子の回転寸法

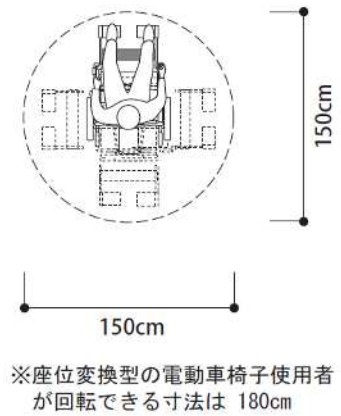


図8 コンセント・スイッチ等の各寸法

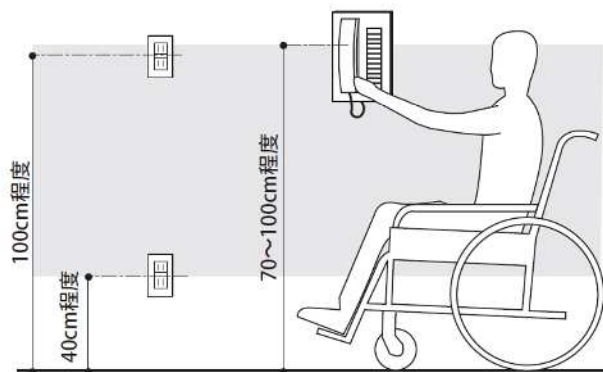


図9 残存段差の処理

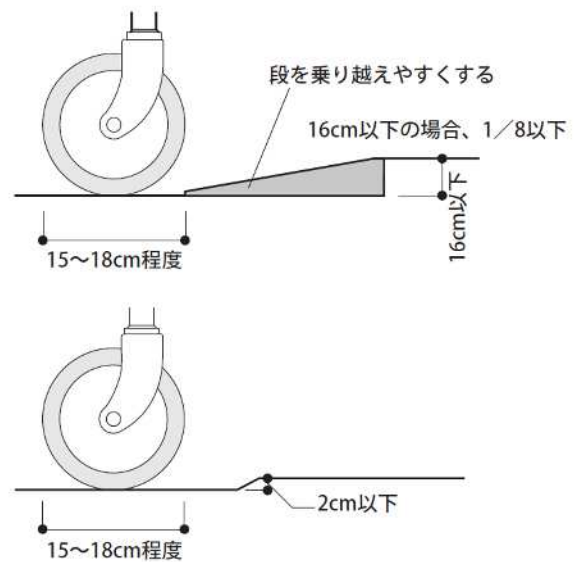
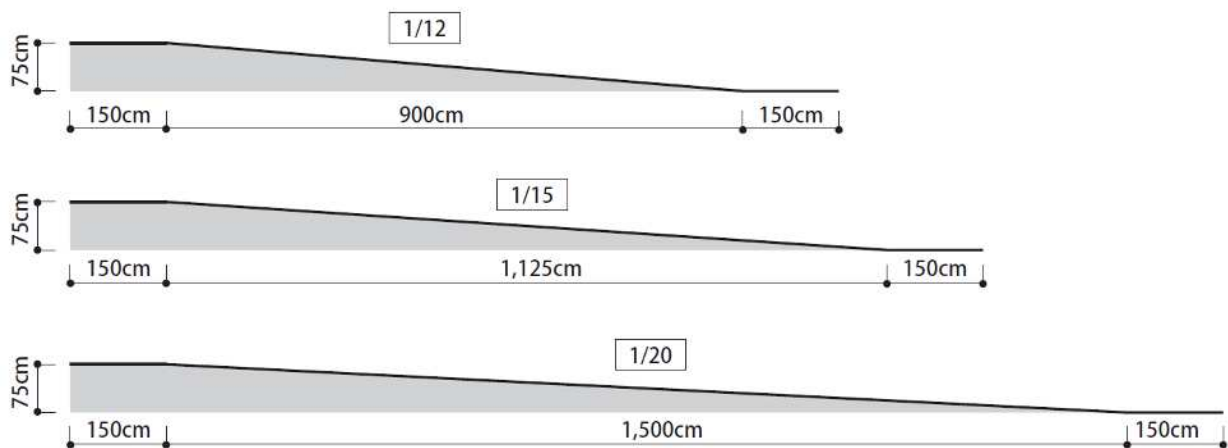


図10 傾斜路の勾配



4

下肢障害者

下肢障害者への配慮

下肢障害者とは、加齢などにより自力歩行が困難な人、杖などの支援器具の使用者、下肢切断者、膝関節炎患者などであり、内部障害者や難病者等も長距離の歩行が困難であるため同様の対応が必要である。

整備のポイント

- 1 わずかな段の乗り越えが困難であり、つまずきやすいので、不用意な段は設けない。
- 2 平たんな路面でも、つまずきやすいので路面仕上げなど留意する。
- 3 杖使用者には、出入口の幅員などに配慮し計画する。
- 4 移動補助のために、手すりの設置が望ましい。
- 5 適宜休憩スペースを設ける。

図1 松葉杖使用者の動作寸法

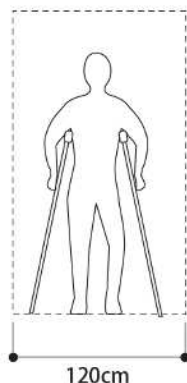


図2 片松葉杖使用者の動作寸法

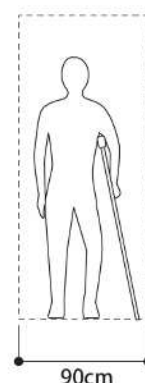


図3 杖使用者（ステッキ等）の動作寸法

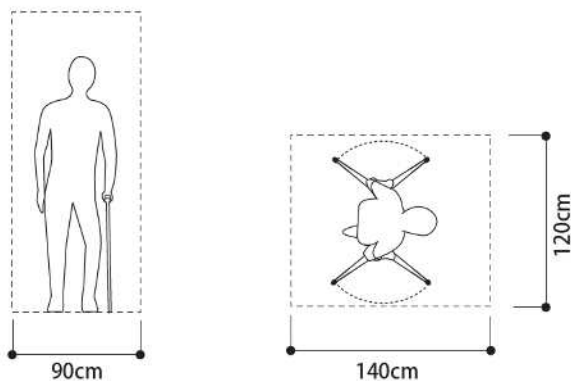


図4 歩行者と松葉杖使用者のすれ違い寸法

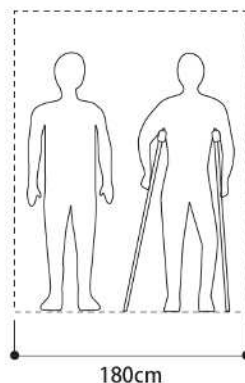


図5 車椅子使用者と松葉杖使用者のすれ違い寸法

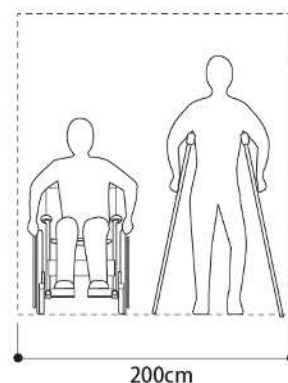
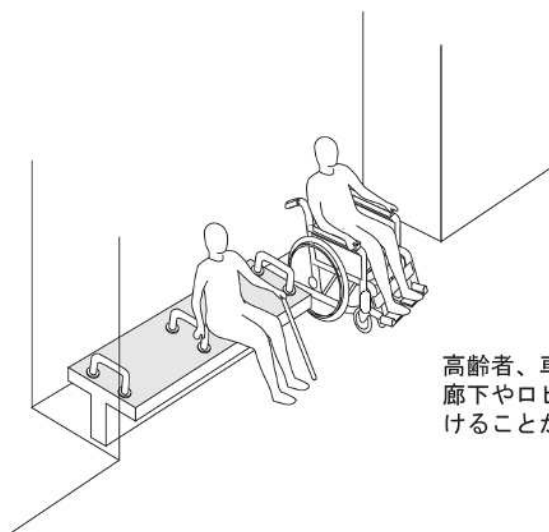


図6 休憩スペース



高齢者、車椅子使用者の利用が多い長い廊下やロビーなどには休憩スペースを設けることが望ましい

5

上肢障害者

上肢障害者への配慮

上肢や手先などに障害をもつ場合、到達範囲は狭くなり、ものをつかんだり、細かい操作が困難になるので、ものの大きさや操作方法への配慮が必要である。

整備のポイント

- 1 細かい繰り返し動作が困難であるので、操作方法等を単純にする。
- 2 握力の低下、到達範囲が狭くなるので、棚などの位置、高さに配慮する。
- 3 操作が容易なスイッチ類が望ましい。

図1 戸の開閉表示

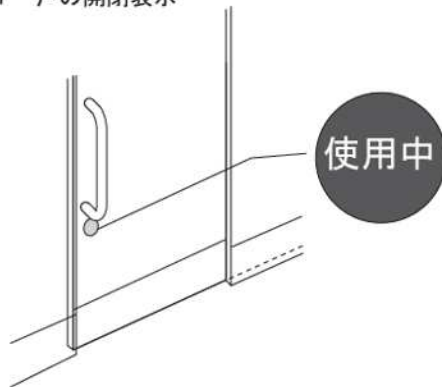


図4 手が洗しやすい水栓
(ゲースネックタイプ)

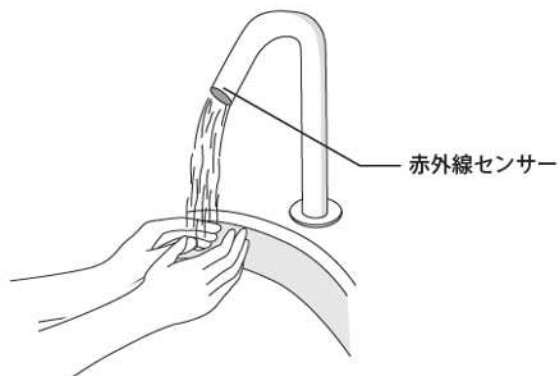
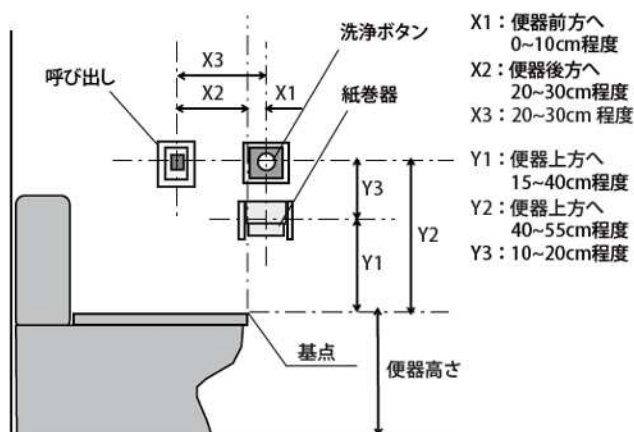


図5 押しやすい洗浄装置ボタン



公共トイレの器具相互間寸法の規定 JIS S0026

図2 握りやすいレバーハンドル

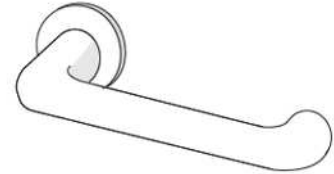


図3 操作しやすい大型の鍵

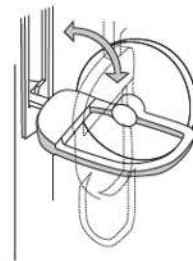


図6 握りやすい手すり（1段の場合）

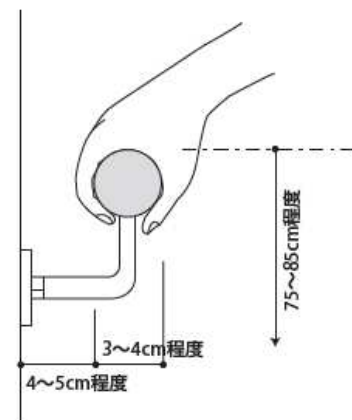
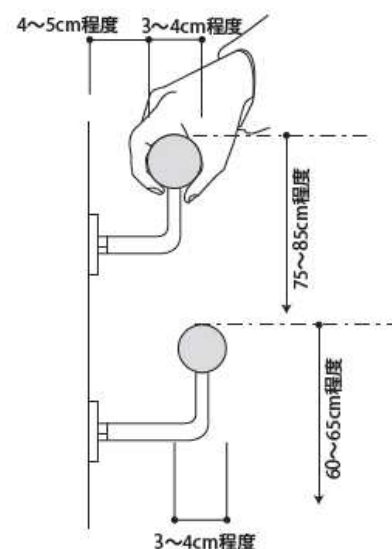


図7 握りやすい手すり（2段の場合）



6

視覚障害者

視覚障害者への配慮

視覚による障害により、現在位置や障害物の認知、目的物の方向など、様々な情報の不足が歩行を困難にする。視覚障害者に対する基本的な考え方は、できる限り必要とする情報を複数の手段で補完することである。
手すりや白杖のガードレール、音声による誘導、誘導用ブロックなどが歩行を手助けする手段として有効である。

整備のポイント

- 1 方向・位置情報に乏しいため、視覚に代わる聴覚・触覚情報を入手できるよう配慮する。
- 2 情報入手には、複数の方法を用意することが望ましい。
- 3 白杖使用者は、歩行中の注意が足元に集中するので、上部の突出物に衝突しやすい。
- 4 盲導犬使用者への配慮として、盲導犬の排泄スペース、出入口の幅員に配慮する。
- 5 弱視者、色覚障害者は、明暗や色の識別の個人差が大きい。サイン・文字等は大きなものとし、色のコントラストに留意し文字を併記する。
- 6 視覚障害者誘導用ブロックの色は原則として黄色とし、周辺舗装材又は床材により識別困難な場合は、それらとの識別が可能な明度差又は輝度比（次ページ参照）を確保する。
- 7 視覚障害者誘導用ブロック等の敷設方法、スイッチ・ボタン類の位置、配置・形状の統一が重要である。

□音声による情報伝達

図1 出入口の音声案内

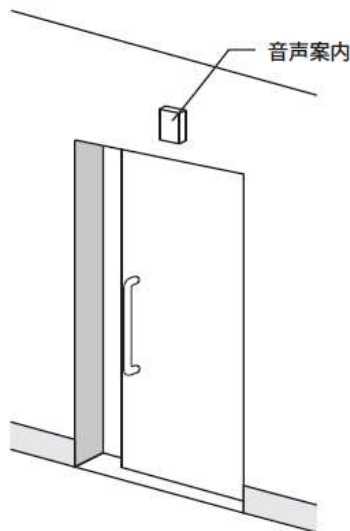


写真1 インターフォン設置例



図2 白杖使用者の歩行幅員

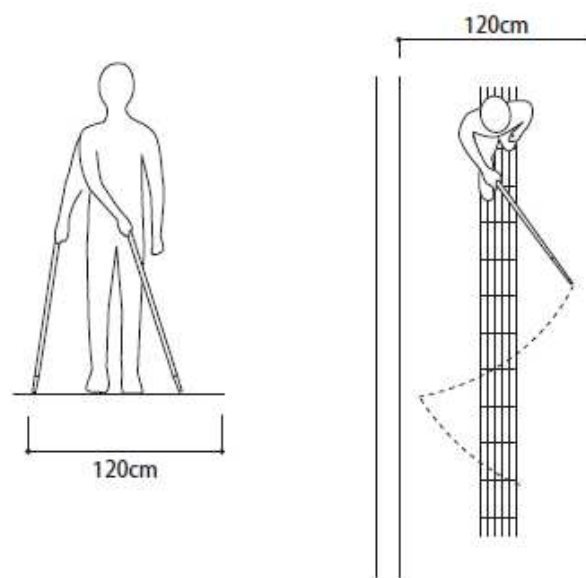
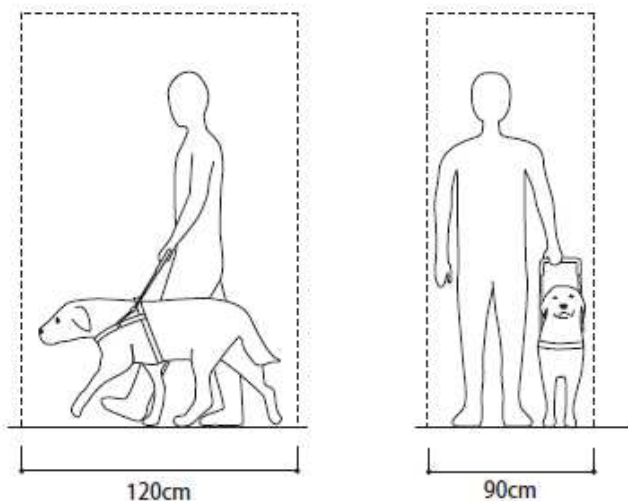


図3 視覚障害者と盲導犬の必要空間



補助犬の使用者への対応

身体障害者補助犬法（平成14年10月施行）により、原則、国、地方自治体、公共交通事業者、不特定多数が利用する施設の管理者などは補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）の同伴を拒んではないとされている。

□ 視覚障害者誘導用ブロックによる情報伝達

視覚障害者誘導用ブロック設置指針（国土交通省通達）

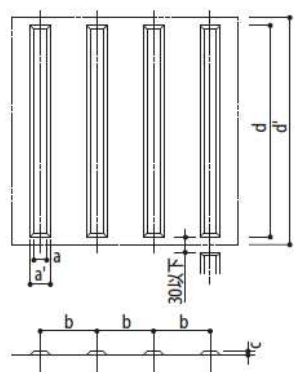
本来、歩道等において運用を求めているものであるが、建築物に対しても一定のガイドラインとしての役割を果たしてきた。以下、そのポイントをまとめたものである。

項 目	要 点
適 用 の 範 囲	道路法の道路に視覚障害者用誘導用ブロックを整備する場合
ブロックの定義	視覚障害者が通常の歩行状態において、主に足の裏の触覚でその存在及び大まかな形状を確認できるような突起を表面につけたもの。道路及び沿道に関してある程度の情報を持って道路を歩行中の視覚障害者に、より正確な歩行位置と歩行方向を案内するための施設。
種 類	・線状ブロック：並行する線状の突起をその表面につけたもの。 ・点状ブロック：点状の突起をその表面につけたもの。
設 置 の 考 え 方	視覚障害者の歩行上必要な箇所に、現地での確認が容易で、しかも覚えやすい方法で設置する。
設 置 の 原 則	(1) 視覚障害者誘導用ブロックは、歩道（自転車歩行者道、立体横断施設、横断歩道の途中にある中央分離帯等を含む。）上に設置する。 (2) 線状ブロックは、視覚障害者に、主に誘導対象施設等の方向を案内する場合に用いる。視覚障害者の歩行方向は、誘導対象施設等の方向と線状突起の方向とを並行にすることによって示す。 (3) 点状ブロックは、視覚障害者に、主に注意すべき位置や誘導対象施設等の位置を案内する場合に用いる。 (4) 障害物を回避させるための案内、複雑な誘導経路の案内及び公共交通機関の駅等と視覚障害者の利用が多い施設とを結ぶ道路の案内を行う場合においては、必要に応じて継続的直線歩行の案内を行う。 (5) 視覚障害者誘導用ブロックは、視覚障害者が視覚障害者誘導用ブロックの設置箇所にはじめて踏み込む時の歩行方向に、原則として約 60cm の幅で設置する。また、継続的直線歩行の案内を行う場合の視覚障害者誘導用ブロックは、歩行方向の直角方向に原則として約 30cm の幅で設置する。 (6) 一連で設置する線状ブロックと点状ブロックとはできるだけ接近させる。 (7) 原則として現場加工しないで正形状のまま設置する。 (8) ブロックを一連で設置する場合は、原則として同寸法、同材質の視覚障害者誘導用ブロックを使用する。
材 料 色 彩	・材料としては十分な強度を有し、歩行性、耐久性、耐摩耗性に優れたものを用いる。 ・ブロックの平板の歩行表面及び突起の表面の色彩は、原則として黄色とする。
維持管理（点検）	・視覚障害者誘導用ブロック ① 突起の固定、破損及びすり減り状況 ② 平板の固定、破損、不陸及び不等沈下状況 ・視覚障害者誘導用ブロックが設置されている道路の路面 ① 路面の不陸状況 ② 路面の排水状況
工 事 事 前 調 整	視覚障害者誘導用ブロックが設置されている道路において工事を行う場合で、歩行位置の変更又は歩行止めを行うときは、事前に関係者と調整を行うことが望ましい。

図 4 JIS(T 9251)による視覚障害者誘導用ブロック

線状突起の形状及びその配列

線状突起の本数は4本を下限とし、線状突起を配列するブロック等の大きさに応じて増やす。

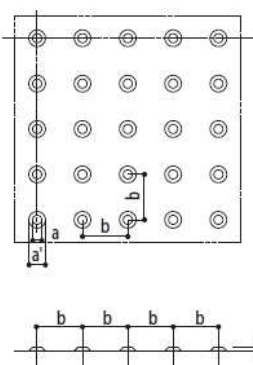


記号	寸法	許容差
a	17	+1.5
a'	a+10	0
b	75	
c	5	+1
d	270以上	0
d'	d+10	

備考 ブロック等の継ぎ目部分（突起の長手方向）における突起と突起の上辺部との間隔は、30mm以下とする。

図 5 点状突起の形状及びその配列

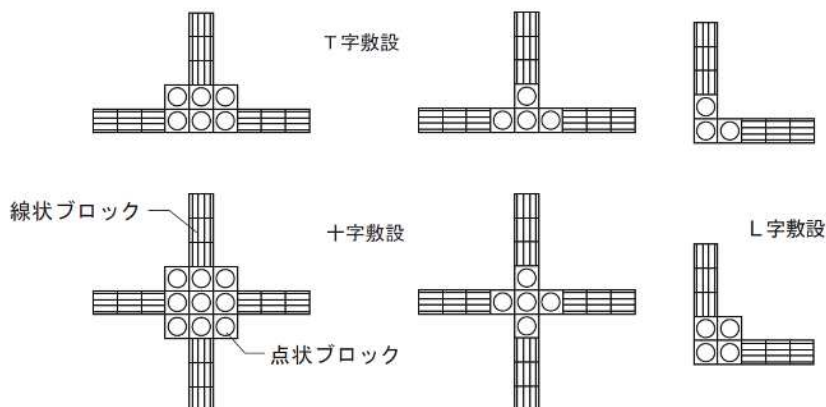
点状突起を配列するブロック等の大きさは、300mm（目地込み）四方以上で、点状突起の数は25(5×5)点を下限とし点状突起を配列するブロック等の大きさに応じて増やす。



記号	寸法	許容差
a	12	+1.5
a'	a+10	0
b	55~60*	
c	5	+1
d		0

注 この寸法範囲でブロック等の大きさに応じて一つの寸法を設定する。

図 6 視覚障害者誘導用ブロックの敷設例



交差部の点状ブロックは通路スペースなどにより選択する。

輝度比とは

輝度比とは、視覚障害者誘導用ブロックの輝度（cd/m²）と周辺床材（ブロック）の輝度の比である。輝度は、光源の見かけの面積と観察角度により変化する。（JIS Z9111）望ましい輝度比は2.0以上である。

□ 触知による情報伝達

触知による情報は、図形などにより、ものの形状や空間認知する場合に用いられる。触知情報の代表的なものとして触知図がある。しかし、触知図は、平面的に表示できる空間規模、認知できる広がりなど、一度に認知できる情報に限りがあり、複雑な情報を説明するには困難であるため、音声案内等と組み合わせたものが望ましい。

□ 点字による情報伝達

点字は視覚障害者が自身で読み書きのできる唯一の文字であり、点字ワープロ・プリンターなども市販されている。しかし、厚生労働省の調査では、障害者手帳の交付を受けている者のうち、点字ができると回答した者の割合は1割程度である。点字の取得ができていない中途失明者などには利用できない場合も多いため、点字情報は、室名、方向、位置など必要最小限の情報を提供するとともに、利用頻度が高い施設や設備では、墨字と点字の併用や、音声案内を行うことが望ましい。

図7 視覚障害者用テンキー

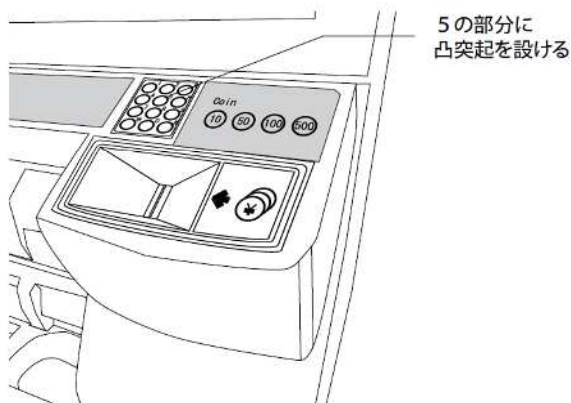


図8 視覚障害者に対応した触知による便所案内板例

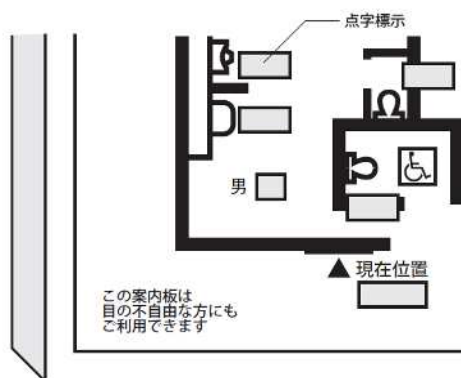


図9 手すりの点字表示位置

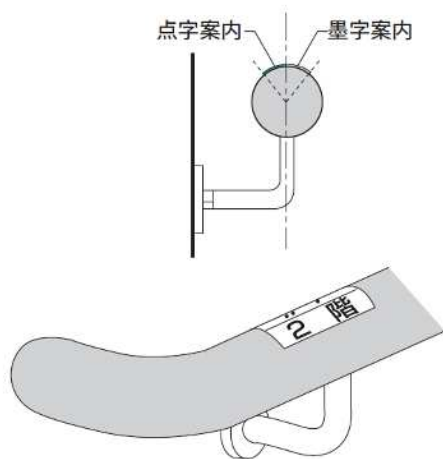
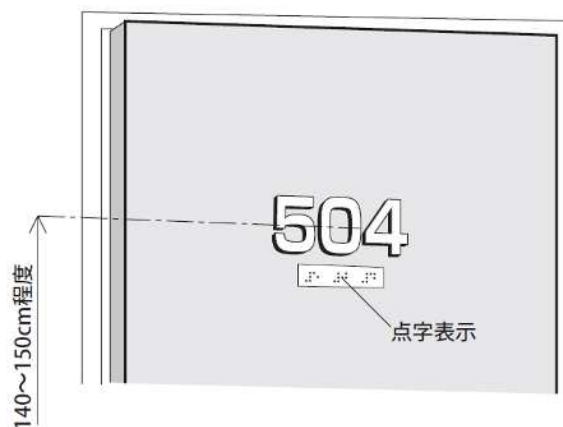


図10 客室の室名表示例（浮文字）

数字はドア配色とのコントラストに配慮する



7

聴覚障害者

聴覚障害者への配慮

聴覚障害者には、全く聴覚を失っている人、又は難聴などで音声による情報入手が困難な人がいる。先天的な失聴・難聴者と、言葉を覚えた後で聞こえなくなった中途失聴・難聴者では、情報の認知・理解に大きな差がみられる。

また、聴覚障害者には、言語障害を併せもつ人、発声に問題がない人がいる。

我が国の聴覚障害者の約8割が補聴器を使用する難聴者であり、その7割近くが高齢者である。

整備のポイント

- 1 単独で利用できる、分かりやすい空間計画を行う。
- 2 情報伝達は、視覚・振動など複数の組み合わせにより行う。
- 3 緊急誘導などは連続的に行う。
- 4 日常のコミュニケーション手段として、ファックス、視覚情報装置などを設ける。

図2 要約筆記例（パソコン使用）

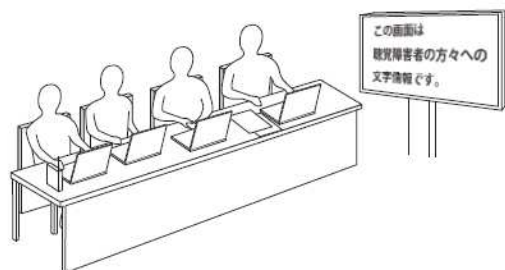


図4 耳マーク

出典：社団法人全日本難聴者・中途失調者団体連合会



写真1 メモボード

客室内からフロント等へ連絡するのに便利



写真2 点滅ランプ付非常口表示灯



図1 カウンター付近の例

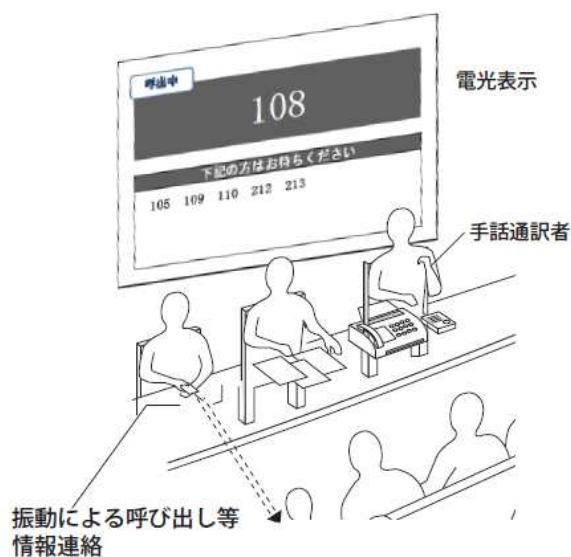


図3 双方向無線・振動呼出器

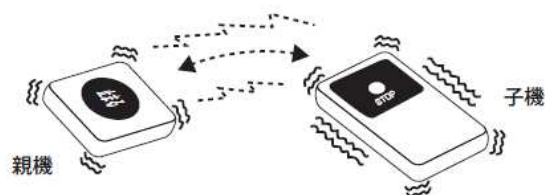


図5 手話例



8

内部障害者

内部障害者への配慮

内部障害者は、心臓や腎臓・呼吸器・膀胱または直腸・小腸等の機能障害をもつ人を総称する。我が国では、心臓疾患が最も多く、次に腎臓疾患となっている。内部障害は外見からは分からず、周りの人に理解してもらいづらいという特徴がある。内部障害者の代表的な例としては、心臓ペースメーカー装着、人工肛門装着・人工呼吸器装着などがある。

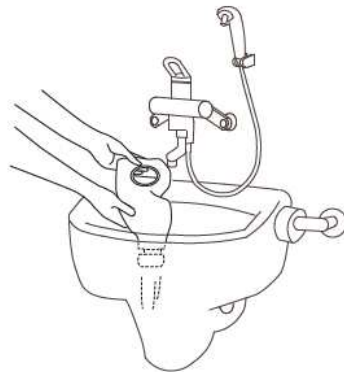
整備のポイント

- 1 疲れやすい人が多いため、階段等への手すり設置のほか、距離の長い経路などには、休憩スペースなどを適切に配置する。
- 2 人工肛門・人口膀胱保持者に対しては、便所内にオストメイト対応の流し等の必要な設備を設け、気兼ねなく利用できるようにする。
- 3 難病などの人には、特に室内環境（空調、壁材の選択）の配慮も必要である。

図1 オストメイト対応の表示例



図2 オストメイトのパウチの洗浄例



9

知的障害者

知的障害者への配慮

知的障害者とは、何らかの脳障害によって、知的な障害をもつ人であり、言語や空間認知の遅れ、情報やコミュニケーションに関する困難がある。環境変化への適応や建築物内の構成の理解などに困難があると言われている。

整備のポイント

- 1 読字・方向・視力などの障害もあり、案内板等は分かりやすい文字や音声とし、デザインの統一などを図る。
また、図記号（ピクトグラム）やひらがなの併記などが求められる。
- 2 身体が不安定であったりするので、歩行空間には段を設けない。
- 3 機器などは分かりやすく操作しやすいものとする。
- 4 受付・案内などでは人的なサポートも配慮する。

図1 わかりやすい案内表示例（シャワー）



10

精神障害者

精神障害者への配慮

精神障害には、統合失調症、気分障害（うつ病など）、てんかん等の様々な精神疾患がある。精神上的のバランスを保つことができない場合があり、対人、環境への適合が困難な場合もある。適切な治療・服薬と周囲の配慮があれば症状をコントロールできるため、大半の方は地域社会で生活している。

整備のポイント

- 1 疲れやすい場合もあるので、休憩スペースなどを設ける。
- 2 複雑な空間を理解できなかったり、表示された情報を理解することが困難な方がいるため、連続した明快で簡潔な動線や分かりやすい空間構成は有効である。
- 3 施設案内板等は分かりやすい文字やデザインとし、同一施設では可能な限り統一することが望ましい。

11

発達障害者

発達障害者への配慮

発達障害者とは、自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）等、脳機能の障害で、通常低年齢に出現する。時間の理解や対人コミュニケーション等に困難を生じやすい。また、発達障害のある方は障害の特性から感覚過敏の状態になりやすいと言われている。

整備のポイント

- 1 施設案内板等は分かりやすい文字やデザインとし、同一施設では可能な限り統一することが望ましい。
- 2 円滑なコミュニケーションを確保するために、コミュニケーション支援ボードなどを用意し、緊急時のための人的サポートを検討する。
- 3 周囲からの音や光、目線などを遮ることで、気持ちを休ませ落ち着かせることができるプライベートな空間（カームダウン・クールダウンスペース）の設置を検討する。
- 4 商業施設や教育文化施設等において、音や光などの刺激を緩和する時間帯を設けるクワイエットアワーに取り組む動きもみられるが、感覚過敏の方だけではなく、高齢者や控えめな刺激を好む方にとっても有用である。

図1 コミュニケーション支援ボード

出典：明治安田こころの健康財団(<http://www.my-kokoro.jp>)



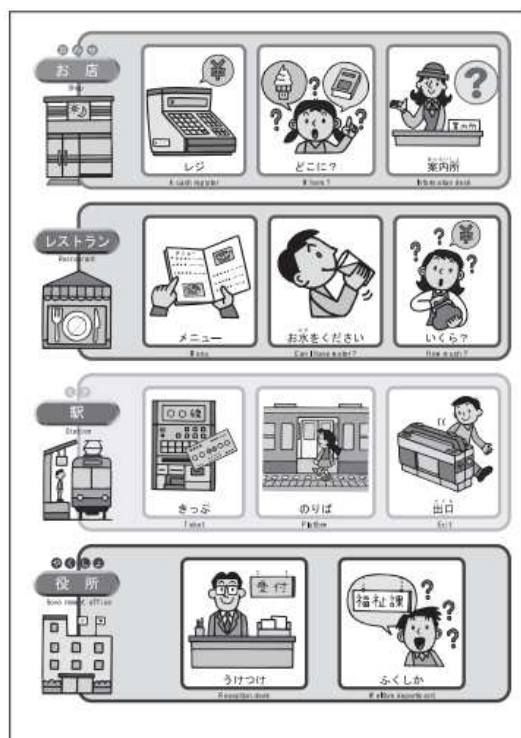
図3 コミュニケーション支援ボードの具体例



図4 カームダウン・クールダウンスペースの表示例



図2 コミュニケーション支援用絵記号デザイン
出典：全国銀行協会



12

妊産婦

妊産婦への配慮

妊産婦とは、妊娠中および出産後1年未満の女性を指すことが一般的である。通常は他の利用者と同様な配慮で十分であるが、行動等に制約を受けるため、災害時の避難行動等には特に留意する必要がある。出産後は授乳室が求められる。

整備のポイント

- 1 適宜休憩スペースを確保する。
- 2 足下の確認が不自由になるため、通路上の小さな段差は設けない。
- 3 出産後は乳幼児への配慮のほか、おむつ替えスペース、授乳室等の整備が求められる。
- 4 災害時の対応、突発的な対応のため、人的なサポートにも配慮する。

図1 マタニティマーク
出典：厚生労働省



写真1 授乳室の例



13 外国人・その他

外国人・その他の方への配慮

外国からの旅行者や重い荷物を持った人が、一時的に施設を利用することが困難な場合がある。

整備のポイント

- 1 適宜休憩スペースなどを配慮する。
- 2 外国人が多く利用する施設では、英語の案内板など、表記方法に配慮する。
- 3 図記号（ピクトグラム）など文字表記を補完するものも有効である。

図1 分かりやすい案内表示例（エレベーター）

